

【引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について】

平成 26 年 4 月 1 日より消費税（国・地方）が 5 % から 8 % に、令和元年 10 月 1 日より 10 % に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和 5 年度大船渡市一般会計決算における引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源分）に係る使途は、下記のとおりとなります。

記

- | | | |
|---|-------------------------|--------------|
| 1 | 地方消費税交付金（社会保障財源分） | 483,123 千円 |
| 2 | 上記 1 が充てられる社会保障施策に要する経費 | 2,554,477 千円 |

（単位：千円）

事業名		決算額	特定財源	一般財源	
				地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	障害者福祉費 (自立支援給付事業)	1,020,172	765,072	78,970	176,130
	老人福祉費 (老人保護措置事業)	67,176	13,794	16,525	36,857
	児童福祉費 (子ども医療費助成事業)	95,849	16,918	24,434	54,497
	母子福祉費 (寡婦・寡夫医療費助成事業)	12,615	0	3,905	8,710
社会保険	介護保険事業	647,097	34,615	189,603	422,879
	国民健康保険事業	407,612	40,698	113,584	253,330
	後期高齢者医療事業	138,145	96,180	12,991	28,974
保健衛生	保健衛生費 (健康増進事業:各種がん検診)	39,534	25,043	4,486	10,005
	予防費 (感染症予防事業)	70,669	1,507	21,410	47,752
	診療所費 (診療施設勘定繰出金)	55,608	0	17,215	38,393
合 計		2,554,477	993,827	483,123	1,077,527